

特定調達品目選択の基準(公共工事)

[トップページ](#) / [特定調達品目及び調達目標](#)
[紙類](#) / [文具類](#) / [機器類](#) / [OA機器](#) / [家電製品](#) / [照明](#) / [自動車](#) / [繊維製品](#) / [寝装・寝具](#) / [設備](#) / [公共工事](#) / [役務](#)

分野	品目	判断基準	目標の立て方・調達目標
公共工事	公共工事	契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる 別表4 に示す資材又は建設機械の使用を義務づけていること。	本年度の調達目標は定めないが、今後、調達実績の把握方法及び目標の立て方等について検討を行う。

別表4

特定調達品目名	分類	品目名		資材等の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	再生木質ボード	バーディクルボード	別表5
			繊維板	
			木質系セメント	
		タイル	陶磁器質タイル	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		コンクリート及びコンクリート2次製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		断熱材	断熱材	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		照明機器	照明制御システム	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		空調用機器	吸収冷温水器	

			水蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を用いた汚泥発酵 肥料	
		盛土材等	建設汚泥から再生した処理 土	
			土工用水砕スラグ	
	建設 機械	—	排出ガス対策型建設機械	
			低騒音型建設機械	

別表5

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	(1)合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1(50%)以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1(20%)以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) (2)居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。
タイル	陶磁器質タイル	(1)陶磁器質タイルで、原料に再生材料(別表6 の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成しているものであること。 (2)再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。
混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を越える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を越える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。
コンクリート用 スラグ骨材	高炉スラグ 骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケ ルスラグ骨 材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨 材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグを使用した骨材であること。
コンクリート及 びコンクリート 2次製品	透水性コン クリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
塗料	下塗用塗料 (重防食)	鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	低揮発性有 機溶剤型の 路面標示用 水性塗料	水性形の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
断熱材	断熱材	(1)建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。 (2)再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。 ・グラスウール:再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール:再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。
建具	断熱サッシ・ドア	建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具で、次のいずれかであること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
照明機器	照明制御システム	連続調光可能なHi蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。
衛生器具	自動水栓	電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4リットル/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。

空調用機器	吸収冷温水器	冷房の成績係数が 1.05 以上とする。
	氷蓄熱式空調機器	氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が 2.15 以上であること。
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	一次エネルギーに換算成績係数が 1.10 以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
道路照明	環境配慮型道路照明	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 35%以上削減されているものであること。
園芸資材	バークたい肥	・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比(C/N比) 35 以下 ・陽イオン交換容量(CEC)(乾物) 70meq/100g 以上 ・pH 5.5 ~ 7.5 ・水分 55 ~ 65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他の異常を認めない ・窒素全量(N)(現物) 0.5%以上 ・りん酸全量(P₂O₅)(現物) 0.2%以上 ・加里全量(K₂O)(現物) 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	1. 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であるもの ・ヒ素 0.005% ・カドミウム 0.0005% ・水銀 0.0002% ・ニッケル 0.03% ・クロム 0.05% ・鉛 0.01% 2. その他の制限事項 (1)金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 (2)植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 (3)有機物の含有率(乾物) 35%以上 (4)炭素窒素比(C/N比) 20 以下 (5)pH 8.5 以下 (6)水分 50%以下 (7)窒素全量(N)(現物) 0.8%以上 (8)りん酸全量(P₂O₅)(現物) 1.0%以上 (9)アルカリ分(現物) 15%以下
盛土材等	建築汚泥から再生した処理土	建設汚泥から再生した処理土であること。

	土工用水砕スラグ	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
建設機械	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が 別表7 に掲げる値以下のものであること。
	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が 別表8 に掲げる値以下のものであること。

別表6

再生材料の原料となるものの分類	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材(汚泥を除く。) 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理によらず対象
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象

別表7

出力区分	対象物質(単位)			
	HC(g/kWh)	NOx(g/kWh)	CO(g/kWh)	黒煙(%)
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30～272kW 未満	1.3	9.2	5.0	50

別表 8

機種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)
ブルドーザー	P < 55 55 P < 103 103 P	102 105 105
バックホウ	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	99 104 106 106
ドラグライン クラムシェル	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	100 104 107 107
トラクターショベル	P < 55 55 P < 103 103 P	102 104 107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	100 103 107 107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55 55 P < 103 103 P	98 102 104
アースオーガー	P < 55 55 P < 103 103 P	100 104 107
オールケーシング掘削機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	100 104 105 107
アースドリル	P < 55 55 P < 103 103 P	100 104 107
さく岩機(コンクリートブレイカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 P	101 104
コンクリートポンプ(車)	P < 55 55 P < 103 103 P	100 103 107

コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 P < 103	103
	103 P < 206	106
	206 P	107
アスファルトフィニシャー	P < 55	101
	55 P < 103	105
	103 P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 P	102

[トップページ](#) / [特定調達品目及び調達目標](#)

[紙類](#) / [文具類](#) / [機器類](#) / [OA機器](#) / [家電製品](#) / [照明](#) / [自動車](#) / [繊維製品](#) / [寝装・寝具](#) / [設備](#) / [公共工事](#) / [役務](#)